**◎居宅介護支援事業所　指定申請・変更届等作成時Q＆A**

・**新規指定を希望しているが、手続きが必要か。**

→事前相談と指定予定日の３か月前の月末までに書類提出をお願いいたします。

・**申請者について変更事項が発生した。**

**事前相談を行い、指定を取り直さないといけないか。**

**→**指定を取り直す必要はありません。

変更届と、付表等添付書類の提出をお願いいたします。

**・変更届の提出に際して押印は必要か。**

→令和４年度の様式改正により、押印は不要になりました。

**・変更事項が複数ある場合、それぞれ変更届の提出が必要か。**

→１枚の変更届にまとめて記載することが可能です。

**・登記を提出する場合、原本の提出が必須か。**

→基本的に原本の提出を求めています。

ただし、複数自治体に同様の書類を送付する場合などは、コピーでも可。

**・加算の新規取得・変更を行いたい。提出書類は何か。**

→「介護給付費算定に係る届出書」と「体制等状況一覧表」の提出が必要です。

また、特定事業所加算など一部の加算は、上記２点の提出に加えて、

各種届出書・添付書類が必要となる場合がございます。

様式を市公式サイト「居宅介護支援事業所の指定について」で公開しています。

**・加算の条件を満たさなくなった場合も、届出が必要か。**

→基本的には、加算の条件を満たさなくなった場合、再度届出が必要です。

ただし、想定外の欠員が長期にわたり発生した場合など、予期せぬ事情による場合は、

事前にご連絡をお願いいたします。

◎問い合わせ先

羽村市　福祉健康部社会福祉課庶務係　内線477・478